

家屋調査にご協力を

資産税課 ☎224-5684

☎226-2539

新築・増築された家屋(居宅・事務所・倉庫など)の固定資産税額などを計算するため、家屋調査を行っています。

市職員が直接訪問し、間取りや資材などを調査します。ご理解とご協力をお願いします。

新築住宅に係る 固定資産税減額制度

資産税課 ☎224-5684

☎226-2539

次の要件をすべて満たす家屋を新築した場合、新築後3年度分(3階建て以上の耐火・準耐火住宅の場合は、5年度分)、家屋の住宅部分の固定資産税(120㎡を限度)を2分の1に減額します。

なお、手続きは不要です。

要件:①住宅部分の床面積が50㎡以上(一戸建て以外の賃貸住宅の場合は1区画の床面積が40㎡以上)280㎡以下、②住宅部分の床面積が当該家屋の延べ床面積の2分の1以上

認定長期優良住宅の減額

右の①②を満たす「長期優良住宅

かわごえ都市景観表彰 まちかど審査会を開催します

都市景観課 ☎224-5961 ☎225-9800



前回の審査会の様子

歴史と伝統の香る川越の都市景観に寄与する作品等を表彰する「かわごえ都市景観表彰」。平成2年度から隔年で開催し、今年で15回目となります。

より多くの意見を反映させるため、市民の皆さんによる投票を行う「まちかど審査会」を開催します。

今まで知らなかった川越の景観に出会えるチャンス。皆さんの参加をお待ちしています。

■大東市民センター

日時…8月6日(月)～10日(金)午前8時30分～午後5時15分

■高階市民センター

日時…8月6日(月)～17日(金)午前8時30分～午後5時15分

■市役所本庁舎1階ロビー

日時…8月13日(月)～17日(金)午前8時30分～午後5時15分

*いずれの会場も、初日は午後1時から、最終日は午後1時まで。施設開庁日のみ開催します。

の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅を、平成21年6月4日から同32年3月31日までの間に新築した場合、新築後5年度分(3階建て以上の耐火・準耐火住宅の場合は、7年度分)、家屋の住宅部分の固定資産税(120㎡を限度)を2分の1に減額します。

なお、減額には手続きが必要です。

必要書類:認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額申告書▼現在の所有者の氏名等が記載された、認定通知書または変更認定通知書の写し

申請期間:原則として新築した年の

翌年1月31日までに申請

*長期優良住宅の認定は、工事着工前の申請が必要です。認定要件など詳しくは、建築指導課 ☎224-5974 ☎225-9800 にお尋ねください。

ストマ装具等の更新申請

障害者福祉課 ☎224-5785

☎225-3033

ストマ装具・紙おむつ等について、10月～来年3月分の日常生活用具費の更新申請を受け付けます。
対象:すでに受給していて、継続を希望する方

指定管理者を募集

高齢者いきがい課 ☎224-5809

☎229-4382

西後楽会館の指定管理者を募集します。募集要項は、7月25日(水)から8月31日(金)まで同課(本庁舎3階)で配布しています(市ホームページからもダウンロード可)。

申込期間:8月27日(月)～31日(金)

8月1日は水の日です

総務企画課 ☎223-3061

Fax 223-3078

地球上の水の約97.5%は塩水で、淡水(旨水)は2.5%しかありません。また、淡水の多くは南極や北極の氷に含まれていて、私たちの生活に利用できる川の水や地下水などの淡水の割合は約0.8%にすぎません。

蛇口をひねれば当たり前のように出てくる水の背景について考えてみませんか。

■川越市の水

河川の上流にあるダムに蓄えられた水は、利根川や荒川を流れ、県の

浄水場を通じて市に送られてきます。これを県水と言います。

また、市ではこのほかに深井戸から地下水をくみ上げ、市内の浄水場で消毒処理した水を県水と合わせて、市内全域に送っています。

■水道水の品質

市では、市内20地点において残留塩素濃度・色素・濁度の検査を毎日行い、一部の観測場所では、水道法で定められた項目(水質基準50項目)について毎月定期検査を実施し、結果は市ホームページでも公表しています。

基準値に適合した安全な水を配水していますので、安心して水道水をご利用ください。

埼玉縣信用金庫と包括連携協定を締結

政策企画課 ☎224-5503

Fax 225-2895

6月26日に埼玉縣信用金庫と包括的な連携協定を締結しました。今後は、相互の連携を強化し、市民サービスの向上と地域の活性化等を推進していきます。

連携事業の一つ「空き家活用ローン」では、市内に空き家を所有し、その活用をする方は、金利の優遇を受けることができます。

同協定について詳しくは、同課までお尋ねください。



協定書を手につく同信用金庫の橋本理事長(右)と川合市長

「生産性向上特別措置法」に基づく導入促進基本計画を策定

産業振興課 ☎224-5934

Fax 224-8712

生産性向上を促進し、市内産業競争力の強化を図るため、先端設備等に関する国の「導入促進指針」に基づき、市の「導入促進基本計画」を策定しました。個人事業主を含む中小企業者は、市の策定した導入促進基本計画に合致する「先端設備等導入計画」を策定し、市の認定を受けることで、各種支援の利用が可能となります。

接影響する設備等の導入によって、労働生産性を年平均3%以上向上させる計画。

認定経営革新等支援機関とは

金融機関や税理士事務所など、市内100機関以上が認定されています。詳しくは、関東経済産業局のホームページをご確認ください。

計画の認定により利用可能な支援

- ①計画により導入した一定の要件を満たす償却資産に対する固定資産税負担をゼロとする(別途、工業会証明書が必要)
- ②国のものづくり・商業・サービス補助金や小規模事業者持続化補助金等において、審査上の加点や一部補助率の引き上げ
- ③計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援(信用保証)

先端設備等導入計画とは

越市役所産業振興課
売り上げや生産量など、事業に直

児童扶養手当現況届

こども家庭課 ☎224-5821

☎225-5218

児童扶養手当の受給資格者は、受付期間中に現況届を同課(本庁舎3階)に提出してください。提出がないと、手当を受給できません。該当する方には、8月上旬までに通知します。手当が受けられるのは、受給者および同居する扶養義務者の前年の所得等が、それぞれ一定額未満の場合です。

なお、施設に入所しているなど、受給できない場合があります。

受付期間：8月1日(水)～31日(金)

受給資格…次のいずれかに該当する児童(18歳になる年の年度末まで。障害がある場合は20歳未満)を、監護している父または母、もしくは父または母に代わってその児童を養育している方

- ① 父母が離婚(事実婚の解消を含む)した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が政令で定める障害の状態にある児童
- ④ 父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑤ 父または母が法令により引き続き

1年以上拘禁されている児童
⑥ 船舶や飛行機の事故等により、父または母の生死が3か月以上明らかでない児童

⑦ 婚姻(事実婚を含む)によらないで生まれた児童
⑧ 棄児などで、母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

特別児童扶養手当の所得状況届

こども政策課 ☎224-6278

☎223-8786

所得状況届は、引き続き手当の支給要件に該当しているかを確認するための届け出です。

現在、特別児童扶養手当を受けている方には、8月上旬までに用紙を送付します。提出がないと、手当を受給できません。忘れずに提出してください。

* 現在、支給停止中の方も必ず提出してください。

受付期間：8月1日(水)～14日(火)

提出方法…同封の返信用封筒で郵送または直接同課(本庁舎3階)

市営住宅の入居者を募集

建築住宅課 ☎224-6049

☎224-8965

「入居者募集案内」は、7月25日

(水)から8月10日(金)まで、市役所受付(本庁舎1階)・同課(小仙波庁舎1階)・市民センター・南連絡所・証明センター・埼玉県住宅供給公社川越支所で配布します。

対象…次の①～⑤の要件をすべて満たす方

- ① 同居親族がいる(予定を含む)
- ② 市内に住所がある
- ③ 住宅に困っていることが明らか(自己所有住宅・公営住宅などに住んでいない)
- ④ 入居予定者全員の収入総額が基準額以内(高齢の方・障害のある方がいる世帯などは、一般世帯より基準を緩和)
- ⑤ 申込者や同居親族(予定を含む)が暴力団員ではない

* 高齢者世帯付住宅は②～⑤を満たす自炊可能な程度の状態にある65歳以上の単身者等。

選考方法…抽選

申し込み…募集案内にある申込書に必要事項を記入し、8月10日(金)消印有効)までに郵送で〒350-1101的場2218-4ベル

アパート301号室・埼玉県住宅供給公社川越支所

* 家賃など詳しくは、埼玉県住宅供給公社 ☎227-6408にお尋ねください。

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- 児童手当現況届の提出はお済みですか こども政策課 ☎224-6278 ☎223-8786
対象者には、児童手当現況届を6月に郵送しています。まだ提出していない方は、郵送による早めの提出にご協力ください。
- 市職員を募集しています 職員課 ☎224-5553 ☎225-2895
募集職種は、獣医師・臨床検査技師・看護師・言語聴覚士・事務Ⅱ(身体障害者)です。募集について詳しくは、7月10日発行の広報川越No.1418・6ページまたは市ホームページをご確認ください。なお、事務Ⅱ(身体障害者)の点字募集案内・申込書は、同課(本庁舎4階)のみで配布しています。
- 消防職員を募集しています 消防局総務課 ☎222-0741 ☎226-7291
募集案内は消防局・消防署・分署で配布しています。また、消防組合ホームページからもダウンロードできます。募集について詳しくは、7月10日発行の広報川越No.1418・6ページまたは消防組合ホームページをご確認ください。
- 職場でのトラブル解決をお手伝いします 雇用支援課 ☎238-6702 ☎238-6701
中立・公正な立場で、あつせんや不当労働行為を審査して、労働者や労働組合と使用者(会社など)とのトラブル解決をお手伝いします。申し込み方法などについて詳しくは、県労働委員会事務局 ☎048-830-6452にお尋ねください。

11月25日(日)
開催!!



小江戸川越ハーフマラソン2018 参加者募集!

小江戸川越ハーフマラソン
2018

小江戸川越マラソン実行委員会(スポーツ振興課) = ☎228-0102 ☎224-8712
申し込みに関する問い合わせ = ☎048-778-5880 (月~金曜日、午前10時~午後5時。8月13日(月)~15日(水)を除く)

蔵の町並みを駆け抜け、スポーツの秋を満喫してみませんか。ハーフコースは日本陸連公認コースです。詳しくは、実施要項または大会ホームページをご確認ください。雨天決行。

申し込み方法

川越市民枠(各定員の1割程度) = 8月17日(金)正午~20日(月) ▶ 一般・大会サポートランナー枠 = 8月23日(木)正午~

- 大会ホームページ
- エントリーセンター ☎0570-039-846 (月~金曜日、午前10時~午後5時30分。祝日を除く)
- ファミリーマート店舗にある端末(Famiポート) * 川越市民枠を除く

募集種目等 合計10,000人(定員になり次第、終了) * そのうち大会サポートランナーは100人

種目・スタート時間

- ハーフ = 午前8時55分スタート
 - ①男子 ②女子 (各一般・40歳代・50歳代・60歳以上)
- 10km = 午前8時30分スタート
 - ①男子 ②女子 (各一般・40歳代・50歳代・60歳以上)
- Fun Run(約4km) = 午前9時30分スタート

参加資格・参加費(別途エントリー手数料が必要です)

- 健康な方。18歳未満は保護者の同意が必要です。
- ハーフ...5,000円(高校生を除く18歳以上)

- 10km...5,000円(高校生以上)
- Fun Run...一般 = 3,000円 ▶ ペア = 5,000円
- 大会サポートランナー...各種目の参加費に1人当たりプラス10,000円

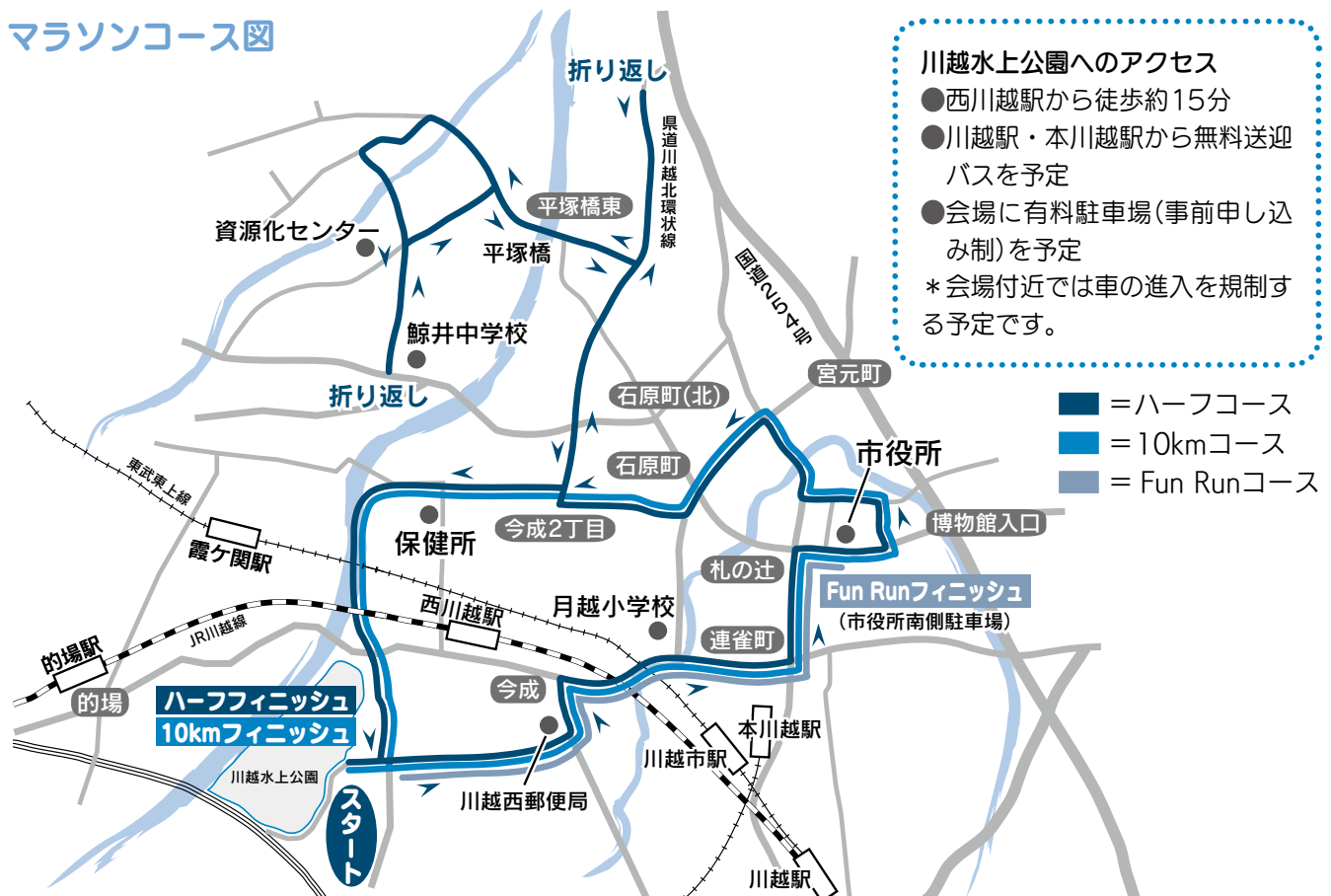
会場・コース

- スタート = 川越水上公園
- フィニッシュ = 川越水上公園(ハーフ・10km) ▶ 市役所前(Fun Run)

賞品(参加者全員に参加賞あり)

- ハーフ・10km = 1位~10位(1位~3位は表彰)

マラソンコース



ニュース
催し・募集
情報アラカルト
市民相談案内
施設情報
子育て情報館
保健・健康
ひとまち
コラム

川越市大学奨学金

教育総務課 0224-6074

0224-5086

来年4月から大学に進学する高校生等で、経済的に教育費などの支出が困難な方に、返済を必要としない給付型奨学金を支給します。なお、他の奨学金制度を受ける方も申請できます。

対象：次の①～④の要件をすべて満たす方、①市内に引き続き1年以上在住している、②

世帯全員の所得額の合計(世帯所得)が下表の基準額未満である、③高等学校または高等専門学校に在籍していて全科目評定平均が3・5(5段階評価)以上である、④学校長の推薦を受けられる

定員：5人程度(書類選考・面接)
給付金額：入学準備金20万円、学資金3万7500円(月額)

世帯所得の基準額

世帯人数	世帯所得額
2人	340万円
3人	380万円
4人	450万円
5人以上	490万円

提出書類：①支給申請書、②校長の推薦書、③成績証明書、④住民票の写し(世帯全員のもの)、⑤世帯全員の平成29年中の所得が分かる物、⑥生活保護受給証明書(生活保護を受給している方)、⑦児童養護施設在籍証明書(児童養護施設に入所している方)

*①②の用紙は、同課(東庁舎2階)にあります(市ホームページからもダウンロードできます)。

申し込み：提出書類を8月1日(水)から31日(金)(必着)までに郵送または直接同課(郵送の場合は、〒350-8601川越市役所教育総務課)

「市民のしおり」を配布します

広報室 0224-5495 0225-2171

市の各種サービスや手続きを掲載した市民のしおり(全152ページ)を8月上旬から順次、全世帯に配布します。

今年の市民のしおりは、市と㈱サイネックスとの協働事業により制作し、㈱サイネックスは企画・編集・印刷・配布を行い、市は行政情報を提供します。制作費用には広告料収入を充てるため、市の費用負担はありません。

*8月31日(金)までに届かない場合は、同室までご連絡ください。



熱中症かも? と思った時の応急手当

健康づくり支援課 0229-4121 0225-1291

①涼しい場所への移動

風通しのよい日陰や、できればクーラーの効いている室内へ避難させましょう。



②身体を冷やす

衣服を脱がせ、濡れたタオル等をあて、うちわなどであおいで身体を冷やしましょう。保冷剤などがあれば、首・脇の下・足の付け根(股関節部)に当てて冷やすことも有効です。



③水分・塩分の補給

大量に汗をかいた場合は、汗で失われた塩分も適切に補える経口補水液やスポーツドリンクなどを飲ませましょう。ただし、水分補給は意識がはっきりしている場合のみです。



④医療機関を受診

自力で水分の摂取ができないときは、緊急で医療機関に搬送することが最優先の対処方法です。



8月から利用者負担割合が変わります

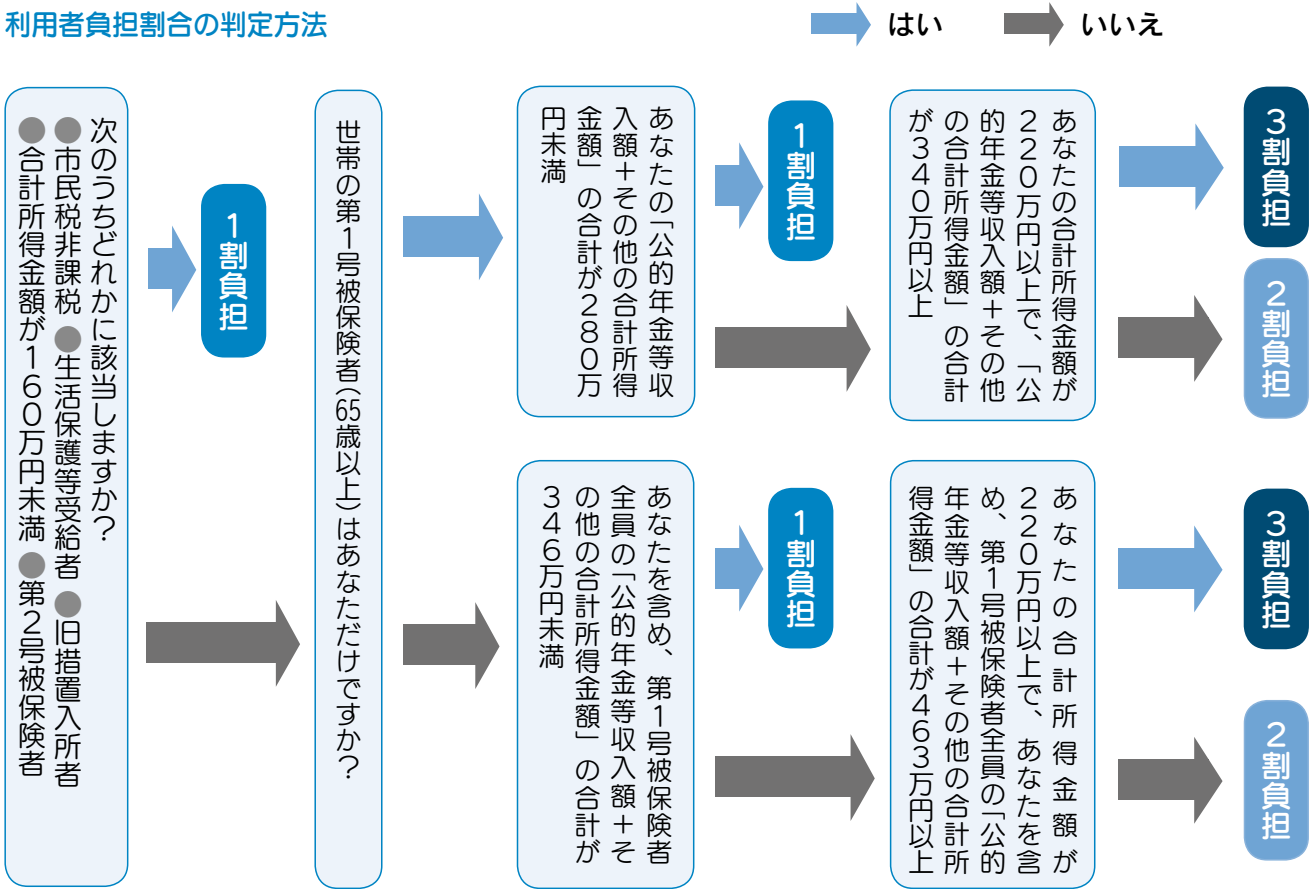
介護保険課 ☎224-6402

☎224-5384

介護保険制度の改正により、8月から65歳以上で所得の高い方の利用者負担割合が3割となります。

なお、利用者の負担額には月額限度額があり、上限を超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

利用者負担割合の判定方法



重度心身障害者医療費受給者の方へ

窓口支払いを無料にできる基準額が変わります

高齢・障害医療課 ☎224-6195 ☎224-7318

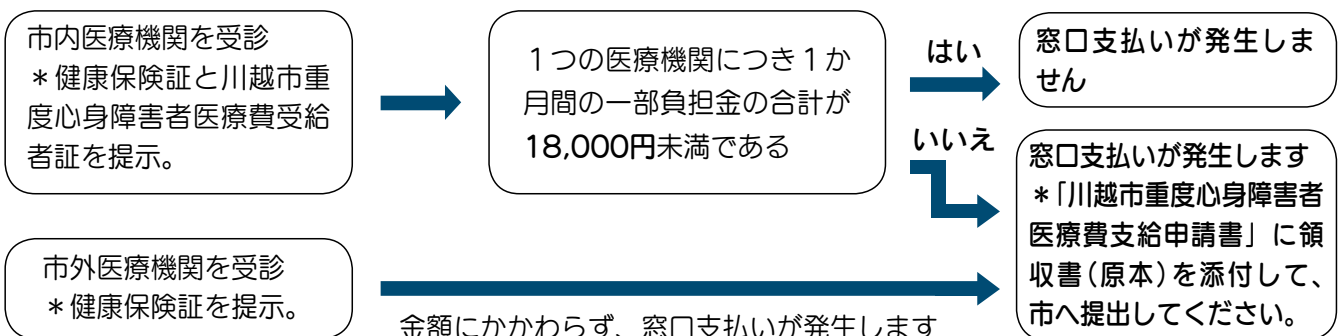
70歳以上、または後期高齢者医療制度に加入している方

平成30年8月受診分から、市内医療機関の窓口で川越市重度心身障害者医療費受給者証を提示した際、窓口支払いを無料にできる金額の基準が変更となります。

*70歳以上、または後期高齢者医療制度に加入している方以外の方については変更ありません。

変更前	1つの医療機関につき、1か月間の一部負担金の合計が12,000円未満の場合、窓口支払い無料
変更後	1つの医療機関につき、1か月間の一部負担金の合計が18,000円未満の場合、窓口支払い無料

変更後の窓口支払いについての流れ



ニュース

催し・募集

情報アラカルト

市民相談案内

施設情報

子育て情報館

保健・健康

ひとまち

コラム

ヘルプマークを配布します



ヘルプマークとは、障害のある方や妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることを目的に作製されたマークです。

ヘルプマークはストラップを使用して、かばん等に付けることができます。このマークを持つことで、援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせて、気づいてもらう効果があります。

障害者福祉課 ☎224-5785

☎225-3033

合があります。詳しくは、同課までお尋ねください。

* 配布するヘルプマークは県が作製し、市が配布するものです。

対象：義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など
援助や配慮を必要としている方
経費：無料

ヘルプマークは、多くの皆さんに知っていただけで初めてその効果を発揮し、支援を必要とする方の安心につながります。ヘルプマークを身に付けた方を見掛けたときは、支援や配慮をお願いします。

平和への祈り

総務課 ☎224-5550

☎225-2805

原爆投下と同時刻に黙とう

昭和20年、広島(8月6日)、長崎(8月9日)に投下された原子爆弾は、一瞬のうちに多くの尊い命を奪い、まちを破壊しました。被爆73年目を迎えるにあたり、原爆死没者の冥福を祈るとともに、世界の平和を願い、原爆投下と同時に「時の鐘」を鳴らし、左記のとおり黙とうを行います。市民の皆さんのご賛同をお願いします。

日時：8月6日(月)午前8時15分から1分間 ▼9日(木)午前11時2分から1分間
平和式典参加者による体験発表

中央図書館視聴覚ホールで行われる平和名作映画会(21ページ参照)の午後の部上映前に、広島・長崎で開催された平和式典参加者による体験発表を行います。当日直接同館。

日時：8月11日(祝)午後1時30分～(開場 午後1時20分) 定員：先着100人 経費：無料

平和標語審査結果

平成30年度平和標語は、市立小中学校の児童生徒から354点の応募がありました。審査の結果、次の標語が入賞しました。

【小学生部門】

金賞

手をつなぐ みんなでつくった 平和の輪

市川羽菜・霞ヶ関北小学校5年

銀賞

コツコツと 平和の種を 植えていく

西晴之・山田小学校6年

銅賞

命はね みんなに一つの 宝物

藤塚琥太郎・高階西小学校6年

【中学生部門】

金賞

平和へと 繋がるカギは 思いやり

荻野瑠奈・大東西中学校3年

銀賞

永久に 平和の天秤 そのままに

今井和花・城南中学校3年

銅賞

平和とは 奪い合いより 譲り合い

金子紗依・川越第一中学校2年

国民健康保険の限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付

国民健康保険課 ☎224-5836 ☎224-7318

国民健康保険(国保)では、同じ月内の医療費の負担が高額になり、一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。医療費が高額になる場合には事前に「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請し、医療機関に提示することで医療費の負担額が自己負担限度額までで済みます。

既に認定証の交付を受けている方

更新のお知らせと申請書を送付しています。更新が必要な方は、申請してください。なお、昨年度から70歳以上の方(低所得者Ⅰ・Ⅱの方のみ)は自動更新です。

認定証の交付を希望する方は、申請が必要です

交付を受ける方の保険証を持参して申請してください。ただし、70歳未満の方で国民健康保険税に未納がある方は交付できません。また、自己負担限度額の区分は世帯の所得に応じて異なりますので、所得の申告をお願いします。なお、7月診療分までは70歳以上の方は世帯全員が住民税非課税の場合(低所得者Ⅰ・Ⅱ)のみ交付対象でした。8月診療分からは現役並み所得者の区分が3区分に分かれ、下表の現役並み所得者Ⅱと現役並み所得者Ⅰの区分の方も「限度額適用認定証」の交付対象となります。交付対象の方には、7月末ごろにお知らせと申請書を送付します。交付を希望される方は、申請が必要です。

申請場所…同課(本庁舎2階)・市民センター・南連絡所
*市民センター・南連絡所で申請する場合、認定証は後日郵送。

後期高齢者医療制度の限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付

高齢・障害医療課 ☎224-5842 ☎224-7318

後期高齢者医療制度の被保険者が下の要件に該当した場合、申請すると「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

認定証を提示することにより一部負担金が自己負担限度額までで済みます。また、限度額適用・標準負担額減額認定証の対象になる方は、入院した場合の食事療養標準負担額等が減額されます。

既に認定証の交付を受けている方

今年度も要件に該当する場合には、同課から新しい限度額適用・標準負担額減額認定証を送付しますので、更新の手続きは不要です。自己負担限度額の区分は所得に応じて異なります。所得の申告をお願いします。なお、8月診療分から、現役並み所得者の区分が3区分に分かれ、下表の現役並み所得者Ⅱと現役並み所得者Ⅰの区分の方も「限度額適用認定証」の交付対象となります。

認定証の交付を希望する方は、申請が必要です

下記の要件に該当する方で、交付を希望される方は、申請が必要です。

要件…①限度額適用・標準負担額減額認定証＝低所得者Ⅱおよび低所得者Ⅰの区分の場合、平成30年度市・県民税が非課税世帯の方、②限度額適用認定証＝現役並み所得者Ⅰ区分の場合、課税所得145万円以上380万円未満の方、または現役並み所得者Ⅱの区分の場合、課税所得380万円以上690万円未満の方

申請場所…同課(本庁舎2階)・市民センター・南連絡所
*市民センター・南連絡所で申請する場合、認定証は後日郵送。

現役並み所得者の区分と自己負担限度額については、下表を参照してください。現役並み所得者以外の自己負担限度額に変更はありません。

*国民健康保険の「現役並み所得者」とは、同一世帯の70歳以上の国保被保険者の中に、住民税課税所得が年額145万円以上の方が1人でもいる方です。

*後期高齢者医療の「現役並み所得者」とは、同一世帯の後期高齢者医療の被保険者の中に、住民税課税所得が年額145万円以上の後期高齢者が1人でもいる方です。

70歳以上の方の自己負担限度額(月額)

区分	世帯単位自己負担限度額	年間多数該当*1
現役並みⅢ (課税所得690万円以上)*2	252,600円+{(医療費の総額-842,000円)×1%}	140,100円
現役並みⅡ (課税所得380万円以上)	167,400円+{(医療費の総額-558,000円)×1%}	93,000円
現役並みⅠ (課税所得145万円以上)	80,100円+{(医療費の総額-267,000円)×1%}	44,400円

*1 過去12か月以内に、同一世帯および同一の医療保険において、世帯単位での高額療養費の支給(該当)月数が累積で4か月以上になった場合の、4か月目以降の限度額です。

*2 課税所得とは、総所得金額等から各種所得控除を差し引いた額です。